

## 規 則

本多静六博士奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第八十九号

本多静六博士奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

本多静六博士奨学資金貸与条例施行規則（昭和二十九年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、連帯保証人一人を立て」を削る。

第三条を削る。

第四条中「第二条第一項」を「前条第一項」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「通知」を「奨学生の決定」に、「連署」を「共に記名押印」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（連帯保証人の資格）

第五条 前条の連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- 一 保証能力を有する成年者であること。
- 二 奨学生の決定を受けた者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び父母以外の者であること。

第十条中「第三条各号」を「第五条各号」に、「連署」を「共に記名」に改める。

第十二条中「連署」を「共に記名押印」に改める。

第十四条第二項中「連署」を「共に記名」に改める。

様式第一号を次のように改める。

奨学生願書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

私は、本多静六博士奨学金の貸与を受けたいので、下記のとおり出願します。

記

(ふりがな)				生 年 月 日				
氏 名								
住 所		〒						
電 話 番 号								
在 学 校 又 は 出 身 校	学 校 名			在 学 年	年 生			
	学 部			卒 業 ( 高 等 学 校 卒 業 程 度 認 定 試 験 合 格 ) 年 度	年 度			
	学 科							
進 学 志 望 校	学 校 名			修 業 年 限	年			
	学 部							
	学 科							
希 望 事 項		入 学 一 時 金			円			
		月 額 奨 学 金	月 額			円		
			期 間	年 月 から		年 月 まで		
保 護 者 ※ 本 人 が 未 成 年 者 の 場 合 の み 記 載	氏 名				本 人 と の 関 係			
	住 所	〒						
	電 話 番 号							

（注）保護者とは、親権を行う者又は未成年後見人のことをいいます。

様式第二号中「国」を削り、「あゝ先」を「尊先」に改める。  
様式第三号を次のように改める。

誓 約 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

奨学生

〒

住 所

氏 名

⑩

電 話

私は、下記のとおり決定された本多静六博士奨学金について、本多静六博士奨学資金貸与に関する条例及び規則を遵守し、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、奨学金の返還の事由が生じた際は、遅滞なく返還することを誓約します。

また、本多静六博士奨学資金貸与条例施行規則第8条に定める身上異動届の提出を怠り、かつ、本多静六博士奨学金の返還が滞った場合には、奨学金返還事務に必要な範囲で、知事が住所及び連絡先を確認するために必要な個人情報を市区町村長から取得し、保有し、及び利用することに同意します。

年 月 日

連帯保証人

〒

住 所

氏 名

⑩

生年月日 年 月 日生

本人との関係

電 話

私は、奨学生に下記のとおり貸与される本多静六博士奨学金に係る返還の債務について連帯して保証します。

また、奨学生が本多静六博士奨学資金貸与条例施行規則第8条に定める身上異動届の提出を怠り、かつ、本多静六博士奨学金の返還が滞った場合には、奨学金返還事務に必要な範囲で、知事が住所及び連絡先を確認するために必要な個人情報を市区町村長から取得し、保有し、又は利用することに同意します。

記

1 奨学金の額

(1) 入学一時金 円

(2) 月額奨学金 月額 円

2 月額奨学金の貸与期間

年 月から 年 月まで

3 延滞利息の額 奨学金の返還事由が生じ、定められた期日までに返還の債務を履行しなかつた場合、本多静六博士奨学資金貸与条例第10条の規定により、返還すべき奨学金の額に年7.25%の割合を乗じて得た額

様式第四号中「おて先」を「宛先」に改める。

様式第五号及び様式第六号中「おて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第七号を次のように改める。

様式第7号（第12条関係）

奨学金借用証書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

奨学金借受者

〒 住 所

氏 名 ⑩

電 話

連帯保証人

〒 住 所

氏 名 ⑩

電 話

奨学生として下記の奨学金の貸与を受けましたが、本多静六博士奨学資金貸与に関する条例及び規則に従い、上記両名連帯し、別記奨学金返還明細書のとおり滞りなく返還することを誓約します。

記

金 円

別記

奨学金返還明細書

原簿番号		氏 名	
貸与総額	円	返還総額	円
入学一時金	円	半年賦額	円
月額奨学金	年 月から	返還期間	年度から 年度まで 年間
	年 月まで 総額 円	返還期	毎年度 月末日 月末日

延滞利息の額 奨学金の返還事由が生じ、定められた期日までに返還の債務を履行しなかつた場合、本多静六博士奨学資金貸与条例第10条の規定により、返還すべき奨学金の額に年7.25%の割合を乗じて得た額

様式第八号及び様式第九号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の本多静六博士奨学資金貸与条例施行規則様式第二号、様式第四号、様式第五号、様式第六号、様式第八号及び様式第九号の規定による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。